

浜情委第10号
令和5年8月8日

浜松市長 中野 祐介 様
(次世代育成課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年11月2日付け浜こ次第261号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「2021年11月10日に行われた援助方針会議の記録又は援助の内容が分かるもの」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第271号)

1 委員会の結論

浜松市長が援助方針会議の記録を全部不開示とした処分は、適切な不開示事由が表記されておらず、瑕疵のある処分である。

一方で、処分を取り消したとしても、他の不開示事由により、全部不開示となることから、当該処分を取り消して、再度処分をやり直すまでの妥当性は見いだせない。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年7月12日 審査請求人は、「2021年11月10日に行われた援助方針会議の記録または援助の内容がわかるもの」の保有個人情報開示請求をした。
- (2) 令和4年7月22日 実施機関は、請求のあった保有個人情報が浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。)第20条第2号に該当するとして、請求のあった保有個人情報の全てを不開示とする決定を行い、審査請求人に通知した(以下「本件処分」という。)
- (3) 令和4年10月21日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和4年11月2日 審査庁は保護条例第43条第1項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

先に行った、保有個人情報開示請求の趣旨を正しく理解してほしい。

何故、請求人に対する援助の内容が「個人の評価、判定、診断等に関する情報であるため」請求人に対して全面不開示なのか。

児童の最善の利益を考慮したことを証明するためにも、開示請求に応じるべきである。

(2) 審査請求の理由

本件処分「個人の評価、判定、診断等に関する情報であるため」不開示の取り消しを求める。

開示請求者以外の個人情報のうち、氏名その他評価、判定、診断等に関する情報であると児相が主張する部分を明確に区分して、一部開示とするべきである。どの部分を非開示とするべきであり、どの部分を開示するべきであるかの判断を丁寧に行ってほしい。また、その判断が事実や過失の隠蔽が目的であってはならないはずである。

- (3) 反論書での主張
期間内に反論書は提出されなかった。

4 実施機関の主張要旨

審査請求人が求める 2021 年 11 月 10 日に行われた援助方針会議の記録又は援助の内容が分かるものについては、該当する文書を確認し、同書に記載された内容がすべて「個人の評価、判定、診断等に関する部分（保護条例第 20 条第 2 号）」に該当するため、その全部を開示しない決定を行った。

開示対象文書には、児童相談所による援助方針が決定されるまでの判断過程が記され、そのすべてが個人の評価、判定に関する情報であり、関係機関による診断等、医療に関する個人情報も含むものである。このような文書が公開されるとなれば、関係機関からの情報提供を妨げ、中立な立場から公正な援助方針を判断するという児童相談所の職務執行に支障をきたす。したがって、本件開示対象文書は、全部を開示しないことに正当性がある。

以上から、本件処分は、法令に基づき、すべて非開示としたものであり、不服申し立てについて棄却の裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

- (1) 本件に係る法令の規定について

ア 保護条例第 2 条第 4 号について

保護条例第 2 条第 4 号本文では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例（浜松市条例第 32 号。以下「公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものに限り規定している。

イ 保護条例第 20 条柱書きについて

保護条例第 20 条では、実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に第 20 条各号に該当する情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を規定している。

ウ 保護条例第 20 条第 2 号について

保護条例第 20 条第 2 号では、個人の評価、判定、選考、診断等に関するものであって、開示しないことが相当と認められる情報については、不開示とする旨を規定している。

エ 保護条例第 20 条第 4 号について

保護条例第 20 条第 4 号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる

情報については、不開示とする旨を規定している。

オ 保護条例第20条第8号について

市の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を規定している。

カ 保護条例第24条第3項について

保護条例第24条第3項では、実施機関は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならないことが規定されている。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

審査請求人は、全部不開示ではなく、開示請求者以外の個人情報のうち、氏名その他評価、判定、診断等に関する情報であると児童相談所が主張する部分を明確に区分して、部分開示とすべきと主張しているため、対象文書について当委員会が確認をした。

援助方針会議とは、調査、診断、判定等に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（方針）を作成、確認するために行うもので、会議の経過及び結果は援助方針会議録に記入し、保存することとなっている。

請求対象の記録を確認したところ、対象児童の氏名、家族の状況、家族歴・成育歴、専門家の意見等がまとめられている。

審査請求人についての記載部分には、個人の評価等に関するものがあり、その内容は本人であっても開示することにより、中立な立場から公正な援助方針を判断するという児童相談所の職務執行に支障をきたすことが認められることから、保護条例第20条第2号の不開示情報に該当する。

しかし、当該記録には、対象児童も含め、審査請求人以外の個人情報も記載されており、これらは開示請求者以外の個人情報であり、保護条例第20条第4号の不開示事由に該当するものであるが、実施機関は本件処分の理由として、当該理由を提示していない。

また、援助方針会議は前述の観点から、担当職員に専門家を加え、心理判断、行動診断を実施し、援助方針を作成するもので、その会議記録が開示されれば、関係機関からの情報提供を妨げ、中立な立場から公正な援助方針を作成するという児童相談所の職務執行に支障をきたすと実施機関は弁明書にて主張している。

確かに実施機関の主張は妥当なものであると判断するが、当該記録についてこの理由を主張するとすれば、保護条例第20条第2号ではなく、保護条例第20条第8号の不開示事由に該当する理由を提示すべきであり、本件処分についての実施機関が提示した理由は失当である。

以上から、実施機関が個人の評価、判定等に関する情報以外の部分について、理由を付さずに、不開示としたことは、浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号）第13条第1項で定める不利益処分の理由の提示がなされていない瑕疵のある処分である。

一方で、前述のとおり他の不開示情報に該当する以上、仮に、本件処分を取り消したとしても、他の不開示事由により、全部不開示となることから、当該処分を取り消して、再度処分をやり直すまでの妥当性を見出せない。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月2日	諮問書を受理した。
12月1日	審査庁から弁明書を受理した。
令和5年1月12日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
7月5日	諮問の審査を行った。
8月3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順